

# 児童養護施設等における子どもの権利擁護に関する考察 —改訂された『子どもの権利ノート』における救済機関の情報から—

○ 佛教大学社会福祉学部 長瀬 正子（会員番号5579）

キーワード：『子どもの権利ノート』、児童養護施設、権利擁護

## 1. 研究目的

### （1）『子どもの権利ノート』とは

社会的養護で育つ子どもに「まもられるべき権利」があることを伝え、社会的養護で育つなかで保障される権利について教える権利が奪われそうになった時には行動を起こしても良いことを指南し、権利擁護のシステムを活用する当事者である子どもに、その仕組みを伝えるという2つの役割を担う。

### 社会的養護で育つ子どもに、その理念と仕組みを伝える唯一の媒体

2009年3月 被措置児童虐待対応ガイドライン  
：子ども自身が暴力から声をあげていくためのツールとして推奨  
「被措置児童等虐待事例の分析に関する報告」（社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ、2016年3月）においても、子どもに権利主体としての意識を育むための取組として、その活用が期待  
同報告書では、2009年から2013年度まですべての年度を通じて、被措置児童虐待を届出・通告を行ったのが本人であることが最も多く、3割以上

2019年3月 施設内における性加害・被害問題の実態（厚生労働省）

子どもに何が暴力であるのかを伝え、暴力から守られる権利があること、そこから脱するための具体的な方法を明示することは非常に重要。『権利ノート』は、その役割をどのように具現化しているのか？

本発表では、特に「救済機関」に関するテキストに注目

## 2. 研究の視点および方法

### 54自治体98冊の『権利ノート』における「救済機関」に関するテキスト分析

収集方法：2014年5月から10月に全国69自治体に対する質問紙調査をもとに、『権利ノート』の改訂・改定がなされた自治体に取り寄せを依頼。2017年6月に上記の調査で回答を得られなかった自治体を対象に送付依頼。54自治体100冊の『権利ノート』を収集した。  
「救済機関」にかかわるテキスト「E 困ったときとその対応にかかわる項目（E）」は、54自治体98冊の『権利ノート』において記述されていた。項目内の全てのテキストを入力し、データベース化を行った。どのような救済機関を提示しているのか、それが最も厳しい状態におかれた子どもにとって分かりやすく活用しやすいものであるのかという点に着目し分析を行った。

図表1：『権利ノート』の構成と本発表での分析項目

<b>A メッセージ</b> 1 メッセージ 2 乳児院・その他の児童福祉施設	<b>E 困ったときとその対応</b> 1 困ったとき 2 担当者欄 3 相談先・救済機関 4 ハガキ
<b>B 措置・委託にともなう権利</b> 1 措置・委託理由を知る 2 措置期間を知る 3 自分・家族のことを知る 4 家族との面会 5 その他	<b>F メモ</b> 1 メモ
<b>C 施設・里親の詳細</b> 1 施設・里親の紹介 2 もっていきのもの 3 ルール 4 退所後 5 その他	<b>G 資料</b> 1 子どもの権利条約 2 その他資料
<b>D 施設・里親で育つ子どもの権利</b> 1 差別されない 2 意見表明 3 自由 4 秘密 5 知りたいこと・調べたいこと 6 暴力を受けない 7 けがや病気 8 学校 9 進路 10 余暇 11 その他	

## 4. 研究結果

### 「救済機関」に関するテキストは、次の3つの内容で構成

- ①権利侵害が生じている状況、助けが必要な状況・事態の説明
- ②そうした権利侵害に対する自治体の認識と対応への助言
- ③具体的な相談プロセスと救済機関の明示・・・本発表

### （1）どのような救済機関を明示しているか

#### 1) 提示された救済方法・機関

最も多いものが児童相談所の担当者の連絡先と名前を示したものであった。子どもにとっての親しみやすさを重視しているといえよう。当該自治体が、どのような社会資源を保持し、何を子どもに明示しようとするのかという姿勢があらわれる。

図表1 提示された救済方法・機関とその自治体数および冊数

提示された救済方法・機関	自治体数および冊数	記述のあった54自治体を母数にした際に占める割合
児童相談所担当者の連絡先と名前	44自治体83冊	81.5%
第三者委員	17自治体35冊	31.5%
苦情解決の仕組み	17自治体31冊	31.5%
運営適正化委員会	13自治体24冊	24.1%
本庁主管課連絡先	28自治体48冊	51.9%
本庁主管課以外の連絡先	17自治体29冊	31.5%
自治体内児童養護施設連絡先	8自治体14冊	14.8%
子ども虐待ホットライン	7自治体9冊	13.0%
子ども人権110番（法務省）	17自治体29冊	31.5%
チャイルドライン	5自治体10冊	9.3%
無料で送付できるはがき	29自治体59冊	53.7%
その他	30自治体56冊	55.6%

#### 2) 活用のしやすさの観点から

もっとも厳しい状態におかれた子どもを想定すると、通話料の負担がなく、いつでも連絡できるような電話相談がのぞましい。長瀬（2005）では、そのような救済機関を掲載した自治体は1自治体のみであったが、本分析では20自治体と増加していた。図表1の「無料で送付できるはがき」も、長瀬（2005）では6自治体のみであったが、29自治体に増加した。

図表2 対応時間帯および通話料負担別救済機関とその自治体数および冊数

対応時間帯と通話料負担	自治体数および冊数	記述のあった54自治体を母数にした際に占める割合
24時間対応	20自治体32冊	37.0%
通話料無料	26自治体46冊	48.1%
24時間対応で通話料無料	8自治体15冊	14.8%

## 5. 考察

### 丁寧な説明と活用しやすい救済機関

図表1・2を長瀬（2005）と比較すると、子どもにとって活用しやすい救済方法・機関が明示されるようになってきたことは明らかである。救済方法・機関は、自治体がもつ社会資源に左右される。ゆえに、日本社会において少しずつ子どもの権利を擁護する機関が増えつつあることの反映と考えられる。

### 研究における今後の課題

「救済機関」に関するテキスト内容①にかかわって、長瀬（2005）で収集した『権利ノート』においては1つのトピックで1ページ程度しか割かれなかったのに対し、本報告の対象においては2～3のトピックで2～6ページほど割く自治体が少なくなかった。子どもに分かりやすく丁寧な説明を提供する姿勢がうかがえる。今後、テキスト内容①にかかわって、長瀬（2019）における暴力に関する項目とともに分析をすすめる。

今後、これまでの研究（長瀬2005・長瀬2019）を踏まえながら『権利ノート』がその役割をテキスト上でどのように具現化しているのかを明らかにし、児童養護施設における子どもの権利擁護を検討する基礎的作業としたい。

## 3. 倫理的配慮

本調査の実施にあたり、各自治体に研究の目的、意義、方法、結果の公表を説明のうえ、収集したデータを研究目的以外で用いないことを文書にて説明し同意を得た。また、日本社会福祉学会研究倫理指針の規定を遵守したものである。

### 引用文献：

- 長瀬正子（2005）「児童養護施設における子どもの権利擁護に関する一考察『社会福祉学』第46巻第2号
- 長瀬正子（2016）「全国の児童養護施設における『子どもの権利ノート』の現在：改訂および改定の動向に焦点をあてて」、『社会福祉学部論集』第12号、73-92、2016年
- 長瀬正子（2018a）「子どもに『権利を伝える』ことの一考察—全国の改訂された『子どもの権利ノート』を中心に」『愛知県立大学教育福祉学部論集』、第66号、57-65、2018年
- 長瀬正子（2018b）「児童養護施設における子どもの意見表明に関する考察—入所中の権利擁護の取り組みに焦点をあてて」日本保育学会 第71回大会発表資料 2018年5月13日 宮城学院女子大学 P-D-13-7
- 長瀬正子（2019）「児童養護施設等における子どもの権利擁護に関する考察—改訂された『子どもの権利ノート』における「暴力」のテキストを中心に—」日本社会福祉学会第67回秋季大会ポスター発表資料、2019年9月22日（日）大分大学旦野原キャンパス